

るため、全国健康保険協会の場合でも確保されるものである。

- 以上のように運営コストを抑え、効率的、安定的な業務を実施する上では、全国健康保険協会を運営主体とするメリットが大きい。運営方針の決定に船員関係者の意思を反映させる上では、全国健康保険協会においても十分にこれを行うことは可能である。これらの点を総合的に判断すれば、全国健康保険協会を新船員保険の運営主体とすることが適当と考えられる。
- なお、全国健康保険協会が新船員保険に関する業務が行われる場合には、新船員保険に係る会計とその他の会計を明確に区分するとともに、新船員保険側で運営コストについて自らの運営に必要な負担を行い、政管健保を構成する事業主、被保険者の負担と明確に区分されるようにすることが必要である。また、新船員保険についても政管健保と同様、準備金の積立てや、保険料率に関する必要な国の指導監督措置を講ずる必要がある。
- また、将来的に新船員保険制度に係る重要な見直しが行われる場合には、船員被保険者及び船舶所有者の意見が反映できるような検討の場を設けることが必要である。

(2) 適用・徴収業務

- 新船員保険及び厚生年金保険が適用される船舶所有者は重なっていることから、事務の効率性や船舶所有者の負担軽減等の観点から、適用及び徴収業務については、年金運営組織において行うことが適当である。

(3) 不服審査

- 現在、船員保険の給付に不服がある場合には、社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求を行うこととされている。一方、労災保険の給付に不服がある場合には、労災保険審査官及び労働保険審査会に審査請求を行うこととされている。
- 今後は、職務上特別給付部門の給付であって労災保険からの給付と併せて上乘せとして支給されるものは、その審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して行うことが適当である。なお、労災保険からの給付が認められることが給付の前提となることから、労災保険の給付決定の適否については労災保険審査官及び労働保険審査会に対して行うことが適当である。

- 職務上特別給付部門の給付であって、労災保険からの給付を前提とせず独自に給付するものについては、社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求を行うことが適当である。

2 労災保険及び雇用保険に係る地方運輸局の業務

(労働災害の予防と補償の連携の確保)

- 労働基準法や船員法に基づく労働基準に係る船舶所有者の監督業務は、労働災害の予防としての役割も果たしているが、これについては、現行どおり国土交通大臣及び船員労務官が実施することとする。あわせて、労働災害の予防と補償を一体的に行う必要性を考慮し、労働災害の予防を所掌する国土交通省と労働災害の補償を所掌する厚生労働省との間に船舶所有者又は船員に対する指導の要請などの連携規定を設けることとする。
- 船員法の適用を受ける船員に関する未払賃金立替払事業については、労災保険統合後は、労働福祉事業における同様の事業の範囲で、船員も対象とするが、未払賃金立替払事業のうち、事実上の倒産の認定、未払賃金の額の確認等については、現行どおり地方運輸局長が行うこととする。あわせて、事業の適正な運営を確保するため、監督機関からの本来的な使用者責任の追及を所掌する国土交通省と立替払金の支払、不正受給に係る返還命令及び債権管理業務を所掌する厚生労働省との間に、事業の適正化のための措置の要請などの連携規定を設けることとする。

(失業認定業務の実施体制)

- 求職者給付の前提となる失業認定については、現在、地方運輸局及び公共職業安定所が認定機関となっている。これは、船員関連の求職への対応を地方運輸局で行う一方、その他の求職への対応を公共職業安定所で行っていることによるものである。

今後も、現行どおり、船員関連の求職活動を希望している場合には、地方運輸局において認定・紹介業務を一元的に行えるようにすることが適当である。なお、現在、地方社会保険事務局及び社会保険事務所が船員保険の被保険者資格の得喪業務を行っているが、今後は、雇用保険の被保険者資格の得喪業務として公共職業安定所が行うことが適当である。

VI 費用負担

1 労災保険の保険料

(事業の種類)

- 労災保険においては、その保険料率を事業の種類ごとに定めている。船員保険の職務上疾病・年金部門を統合した際には、船員労働の特殊性を共有する一つの保険集団として、同じ種類の事業として取り扱い、同一の保険料率を適用することとすべきである。

(償却分の料率)

- 船員保険及び労災保険の財政方式の違いにより、労災保険への統合に伴って移換金の支払いが必要となるが、現在の職務上疾病・年金部門の積立金を充てたとしても賄いきれない分について、その償却に充てるための保険料を別途徴収することとし、そのための償却料率を一律に上乘せすることが適当である。(詳細についてはⅧの2の(1)で後述。)

(統合後の新規加入)

- 今後、船員に係る事業を行う者として労災保険が適用されることとなる船舶所有者についても、負担の公平性の観点から、償却料率を含め同じ保険料率の労災保険料を賦課することが適当である。

(メリット制)

- 現在、船員保険及び労災保険において、労働災害の多寡により一定の範囲内で保険料を増減して、労働災害の防止を促進しようとするメリット制を導入しているところである。その実施に当たっては、船員保険においては、100人以上の規模の船舶所有者を対象として、保険料を35%の範囲内で増減させている。

一方、労災保険においては、①100人以上の規模の事業もしくは②20人以上100人未満の規模の事業で労働者数に労災保険料率を乗じて得た数が0.4以上となるものを対象として、保険料を40%の範囲内で増減させている。

- また、保険料率の増減率を決定するための収支率の算定に当たっては、船員保険においては職務上年金部門の給付とそれに充てられるべき保険料の額を対象とし、一方、労災保険においては業務災害に係る給付(特別支給金を含む。)とそれに充てられるべき保険料の額を対象としている。

- 労災保険への統合後は、労災保険のメリット制を採用すべきである。

- なお、船舶については、その就労場所としての特性に鑑み、労働災害が発

生した場合には、関係機関が連携して、確実な把握及び適正な請求が確保されるよう、措置を講じる必要がある。

2 雇用保険の保険料及び国庫負担

(保険料)

- 現在、船員保険の失業部門の適用のある船員を雇用する事業については、短期間に就職と離職を繰り返す被保険者の割合が高いとは考えられないことから、雇用保険料率については、一般の事業と同等に取り扱うこととすべきである。

(国庫負担)

- 現在、船員保険の失業部門に係る国庫負担割合については、雇用保険の国庫負担割合と同率となっている。船員保険の失業部門を統合した後は、雇用保険の取扱いに合わせる事となる。

(船員保険の特別失業保険料)

- 現在、船員保険においては、船舶所有者の都合による離職割合が高い船舶所有者に対し、保険給付に係る費用負担との均衡を図るため、特別失業保険料（1%から5%の範囲内）を賦課している。雇用保険においては、このような制度はなく、また、船舶所有者のみ特別保険料率を賦課する理由がないため、廃止される事となる。

3 新船員保険の保険料及び国庫負担

(統合前の失業部門に係る保険料等)

- 雇用保険については、前述の行政改革推進法の規定を踏まえ、また、安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対処するため、現在、保険料率や国庫負担の見直しを含め、制度の在り方について議論されているところである。統合前の船員保険の失業部門においても、こうした動きを踏まえ、対応を検討する必要がある。

(職務上特別給付等)

- 職務上特別給付及び福祉事業に係る保険料率を新たに設定することが適当である。

(メリット制)

- 職務上特別給付に係る保険料のメリット制については、労災保険のメリッ

ト制を踏まえて、収支率算定の対象となる保険給付及び保険料の範囲並びに増減幅を改定するとともに、対象となる船舶所有者の範囲を拡大すべきである。

（職務外疾病部門に係る国庫補助）

- 職務外疾病部門に係る国庫補助については、引き続き、予算の範囲内において、事業の執行に要する費用の一部を補助することが適当である。

（国庫負担）

- 船員保険の業務に従事する職員の人件費を含む事務費については、現在、国庫負担及び保険料で賄われているところであるが、このうち、保険料で賄われているのは、船舶所有者に災害補償責任が存在する職務上疾病・年金部門の事務費のみである。
- 職務上疾病・年金部門及び失業部門を労災保険及び雇用保険に統合した後の新船員保険事業に係る事務費については、原則として、従来どおり国庫負担により賄うことも考えられるが、制度の運営主体を国以外の公法人へ移行し、被保険者及び船舶所有者による自主自律の運営を確保するという観点を踏まえ、今後、その在り方を検討する必要がある。
- 他方、適用・徴収業務に係る事務費については、年金運営組織についての検討を踏まえ、今後、その在り方を検討する必要がある。
- 現在、船員保険において、昭和16年から昭和22年までの間に、船員保険の被保険者として船舶に乗り組み、職務従事中に戦争による障害等を負った場合の障害年金等に要する費用は、戦時中の特殊性に鑑み、すべて国庫において負担することとなっている。制度の見直し後も、これまでと同様に国庫において負担をするべきである。

Ⅶ 施行時期及び経過措置等

1 主な改正の施行時期

(1) 平成19年度に施行予定のもの

雇用保険法の見直しに併せて、平成19年度に以下の見直しについて施行することとすべきである。

- ・ 失業部門に係る保険料率の見直し

- ・ 失業部門に係る国庫負担の見直し

(2) 平成22年度までに施行予定のもの

以下の現行の船員保険制度の見直し、新船員保険制度への移行に伴う措置については、平成22年度までに施行することとすべきである。

- ・ 職務上疾病・年金部門の労災保険への統合
- ・ 失業部門の雇用保険への統合
- ・ 船員保険の運営主体の見直し

2 経過措置

(1) 職務上年金部門及び失業部門の移換金

(職務上年金部門の移換金)

- 職務上年金部門の統合に伴い、船員保険と労災保険の財政方式の違い*により、統合前に支給事由の生じた受給者に係る将来の年金給付に要する資金(移換金)が約2,100億円必要となり、当該部門に係る積立金約700億円を除いた差額約1,400億円が残っている。(平成21年度末時点の見込み。なお、移換金の額は、施行に向けた準備を行う時点の推計に基づき、見直しを行う必要がある。)

※船員保険の財政方式：ある程度の積立金を保有し、積立金が枯渇しない保険料率を設定し、保険料と積立金の利子収入等で受給者の給付を賄う賦課方式的要素と積立方式的要素を併せ持った財政方式

労災保険の財政方式：事故発生時点の事業主集団が年金給付に必要な費用を全額負担すべきとの考え方から、事故発生時点の事業主集団から将来給付分も含め当該年度において徴収し、次年度以降に支給する分を積立金として保有する方式(充足賦課方式)

- 平成17年12月にとりまとめられた検討会報告書において、積立金差額の償却に当たっては次のような点を考慮することが必要とされている。

- ・ 異なる制度(財政方式)の統合により発生する積立金差額の負担の在り方についてどのように考えるか。
- ・ 積立金差額を縮小させる観点から、船員保険が保有している他部門の積立金及びその他の資産の取扱いをどのように考えるか。
- ・ 船舶所有者の負担を急激に過大なものとしないうために、償却期間及び償却料率をどのように設定するか。

<負担の在り方>

- この移換金として求められる負担は、労災保険と統合しなかった場合であっても、いずれは既に受給権の発生した受給者に係る将来の年金給付に要する資金として船舶所有者が負うものである。このため、統合に伴って発生する移換金についても、船舶所有者が負担することとする。また、積立金差額については、労災保険料率の上乗せにより償却していくこととすることが適当である。

<積立金及び資産>

- 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約170億円、失業部門約230億円、福祉・業務取扱部門約70億円。平成21年度末時点の見込み。）^{*}については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てることが必要である。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約1,300億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てらるべきである。

※ 数値は、第6回「船員保険制度の在り方に関する検討会」（平成17年8月26日）の資料による（被保険者数は、平成27年度に3万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

- なお、積立金及び保険料率は、施行に向けた準備を行う時点で改めて推計を行い、見直しを行う必要がある。

<償却期間及び償却率>

- 積立金差額の償却に当たっては、船舶所有者の保険料負担を軽減する観点から、上記のように他部門の積立金の取扱い等により積立金差額の圧縮を図った上で、労災保険における財政方式の切替えの際の例^{*}にならい償却期間を長期間に設定する等により、統合の際には船舶所有者の全体の保険料率が現在よりも増加しないよう措置を講じることが適当である。

※ 労災保険における平成元年度の充足賦課方式への変更に伴う積立金差額の償却期間は当初30年とされていたが、その後35年に見直されている。

- また、福祉施設については、累次の閣議決定等を踏まえ、必要性について精査を行い、整理合理化を図ることとなる。

- 本懇談会においては、被保険者数が平成27年度まで減少し続け平成27年度に3万人、3.5万人、4万人となる場合で償却期間を長期間置いたケースについて、参考として平準保険料率がどの程度になるかを試算した（※）が、移換金の額及び積立金の額と同様、施行に向けた準備を行う時点で具体的に推計を行い、償却のための保険料率を決定する必要がある。

※ 試算結果については、以下の表のとおり。

償却期間	被保険者 積立金差額	3万人 (ケース1)	3.5万人 (ケース2)	4万人 (ケース3)
30年	1,300億円	32.1%	27.8%	24.5%
35年	1,300億円	28.4%	24.5%	21.6%

（注）ケース1：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3万人で下げ止まるもの。

ケース2：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3.5万人で下げ止まるもの。

ケース3：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に4万人で下げ止まるもの。

積立金差額（1,300億円）は、職務上年金部門以外の部門の積立金からの充当を仮定した場合の一例。

- なお、積立金差額は船舶所有者において償却されるべきものであることから、労災保険への統合後も、労災保険における保険料率の見直し時に償却料率についての見直しを行い、被保険者数の推移等を考慮し、その時点での積立金差額を見て必要な場合には保険料率の改定を行うこととなる。

（失業部門の移換金）

- 雇用保険への統合後に船員に対する給付を行うに当たっては、統合前に受給資格決定した者に対する給付を引き継ぐこと、過去の被保険者期間を通算した形で給付を行うこと等を考慮する必要がある。
- こうした点を踏まえると、少なくとも統合する年度に係る船員に対する給付費については、従来の雇用保険の加入者が責任を負うべき部分は少ないため、例えば、少なくとも失業部門の給付費の1年分程度の水準は、移換金と

して労働保険特別会計に承継することが必要である。

- なお、具体的な移換の額については、施行に向けた準備を行う時点で確定することが必要である。

(2) 職務上疾病部門・年金部門の移行期間に係る支給決定及び支払事務

(職務上疾病部門)

- 施行日前に支給事由が生じた給付については、公法人において支給決定及び支払事務を行うことが適当である。
- また、職務上疾病部門の給付に要する保険料財源は、労働保険特別会計に移換され、施行日以後、都道府県労働局が保険料徴収を行うことから、施行日前に支給事由の生じた給付に係る財政責任は労働保険特別会計が負うこととなる。したがって施行日前に支給事由の生じた給付の支払いに要する費用のうち、労災保険の給付に相当する額については、労働保険特別会計から公法人に対して資金交付を行うことが適当である。

(職務上年金部門)

- 施行日前において支給事由が生じた給付に係る事務（支給決定、現況の確認、支払事務、失権に関する事務及び諸変更に関する事務等）については、公法人において行うことが適当である。
- また、職務上年金部門の給付のうち、施行日前に支給事由の生じた給付については、将来の給付に要する資金として約2,100億円（平成21年度末時点の見込み）が労働保険特別会計に移換されることから、労働保険特別会計から公法人に対して資金交付を行うことが適当である。

(失業部門)

- 施行日前に支給が開始された船員保険の失業等給付に係る失業の認定・支給等については、これまでどおり地方運輸局及び公共職業安定所において行うことが適当である。当該給付に関して、施行日以後に行われた地方運輸局及び公共職業安定所による失業の認定・支給等については、船員保険の失業等給付について行われたものとみなすことが適当である。

(3) 雇用保険への統合に伴う被保険者期間の通算

- 雇用保険への統合に当たっては、船員保険の被保険者であった期間も雇用

保険の被保険者期間に通算させることが適当であるため、失業部門を雇用保険制度に統合することに伴って施行日より雇用保険の被保険者となった者については、失業部門の被保険者であった期間を雇用保険の被保険者であった期間とみなすべきである。

(4) 雇用保険の適用除外とする年齢の引上げ

- 船員保険の失業部門においては、60歳以上は原則適用除外とし、60歳前より引き続き雇用される者を高齢継続被保険者としている。一方、雇用保険においては、65歳以上を原則適用除外とし、65歳前より引き続き雇用される者を高年齢継続被保険者としている。
- 船員保険の失業部門と雇用保険制度との統合に伴い、船員についても適用除外とする年齢を原則65歳以上とする。その経過措置として、適用除外とする年齢を段階的に引き上げる必要がある。

(5) 船員保険の運営主体の見直し

- 施行日に現に国が有する権利及び義務は、原則、公法人が承継することが適当である。
- また、公法人を新たに設立する場合は、設立準備に関する規定を設ける必要がある。

(6) 不服審査

- 施行日以後に、改正前の船員保険法の規定に基づいて行った職務上疾病・年金部門及び失業部門に係る処分についての審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して行うことが適当である。

3 制度見直しに関する周知

- 今回の船員保険制度の見直しに伴い、船員保険の被保険者及び船舶所有者が、制度の変更に関する情報が不足することにより、給付の申請等に際して不都合や不利益が生じることがないように、今後、制度の見直し内容について周知を十分に行うべきである。

船員保険事業運営懇談会参集者名簿

公益委員

◎岩 村 正 彦（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

○野 川 忍 （東京学芸大学教育学部教授）

西 村 万里子（明治学院大学法学部政治学科教授）

被保険者側委員

三 宅 隆 （全日本海員組合 企画室担当中央執行委員）

【第4回まで 藤 澤 洋 二（全日本海員組合 副組合長）】

大 内 教 正（全日本海員組合 副組合長）

三 尾 勝 （全日本海員組合 国内局長）

清 水 保 （全日本海員組合 企画室長代行）

木 村 裕 士（日本労働組合総連合会 総合政策局長）

船舶所有者側委員

江 口 光 三（社団法人日本船主協会 労政委員会委員）

中 村 清 次（社団法人日本旅客船協会 副会長）

【第1回まで 谷 口 征 三（社団法人日本旅客船協会 副会長）】

三 木 孝 幸（日本内航海運組合総連合会 総務・財務委員会委員）

小 坂 智 規（社団法人大日本水産会 常務理事）

遠 藤 寿 行（社団法人日本経済団体連合会経済第三本部副本部長）

【第1回まで 松 井 博 志（社団法人日本経済団体連合会国民生活本部長）】

（◎：座長 ○：座長代理）

注）前任者の役職は当時のもの

関係告示の改正の概要について

1 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第4項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する告示の改正

- 船員を雇用する水産の事業を追加する。

<参考> 船員保険事業運営懇談会報告書（平成18年12月21日）（抄）

2 雇用保険の保険料及び国庫負担 （保険料）

- 現在、船員保険の失業部門の適用のある船員を雇用する事業については、短期間に就職と離職を繰り返す被保険者の割合が高いとは考えられないことから、雇用保険料率については、一般の事業と同等に取り扱うこととすべきである。

2 厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める告示の改正

- 船員の賃金が乗船時と下船時で変動する場合、12か月間に支払われた賃金の総額を基準として賃金日額を算定する。

<参考> 船員保険事業運営懇談会報告書（平成18年12月21日）（抄）

2 雇用保険の給付

（1）総論

- 船員保険の失業保険金等については、現行制度では、標準報酬月額を基礎としてその支給額を決定しているところであるが、雇用保険への統合後は、一般労働者との均衡を考慮し、雇用保険で用いられている賃金日額を基礎としてその支給額を決定することとすべきである。
- ただし、賃金日額の算定に当たっては、船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動することが多い点を踏まえ、失業等の場合の被保険者の生活の安定が図られるよう、必要に応じ、船員について算定の特例を設け、支給水準の平準化を図るべきである。